

岩手県告示第699号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり2級河川を指定する。

平成25年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

水系名	河川名	指定区間	
		起 点	終 点
小本川	長内川放水路	長内川からの分派点	小本川への合流点

備考 指定区間を表示した図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに備えておいて縦覧に供する。